議案第２７号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

令和元年５月２０日　提出

北本市長　三　宮　幸　雄

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和２９年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「においては、法第３１４条の７第１項」を「には、同項」に、「同項第１号に掲げる寄附金」を「同条第２項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第２項中「第３１４条の７第２項」を「第３１４条の７第１１項」に改める。

附則第７条の４中「第３１４条の７第２項第２号」を「第３１４条の７第１１項第２号」に改める。

附則第９条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第１項中「によって」を「により」に、「第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金」を「第３１４条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第２項及び第３項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第９条の２中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附

金」に、「においては」を「には」に改める。

附　則

第１条　この条例は、令和元年６月１日から施行する。

第２条　この条例による改正後の北本市税条例（以下「新条例」という。）第３４条の７並びに附則第７条の４及び第９条の２の規定は、令和２年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例第３４条の７第１項及び附則第９条の２の規定の適用については、令和２年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第３４条の７第１項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第１項第１号に掲げる寄附金（令和元年６月１日前に支出したものに限る。）
附則第９条の２	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金（令和元年６月１日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は北本市税条例の一部を改正する条例（令和元年北本市第　　号）附則第２条第

		３項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の北本市税条例附則第９条第３項の規定による同条第１項に規定する申告特例通知書の送付

3　新条例附則第９条第１項から第３項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第２号。以下この項において「改正法」という。）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第１条の規定による改正前の地方税法第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。